

<<< 新旧対照表 (案) >>>

大田区組織条例 (昭和49年条例第2号)

新	旧
<p>○大田区組織条例 昭和49年3月30日 条例第2号 改正 令和4年#月#日第#号</p> <p>第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、大田区に次の部をおく。</p> <p>企画経営部 総務部 地域力推進部</p> <p><u>(削除)</u> <u>スポーツ・文化・国際都市部</u></p> <p>区民部 (略)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画経営部の項から地域力推進部の項まで (略)</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>スポーツ・文化・国際都市部</u></p> <p><u>(1) スポーツ推進に関すること。</u> <u>(2) 文化振興に関すること。</u> <u>(3) 国際交流に関すること。</u> <u>(4) 多文化共生に関すること。</u></p> <p>区民部の項 (略)</p> <p>産業経済部 (1) 産業その他の経済活動に関すること。 <u>(2) 観光に関すること。</u></p> <p>福祉部の項から環境清掃部の項まで (略)</p>	<p>○大田区組織条例 昭和49年3月30日 条例第2号</p> <p>第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、大田区に次の部をおく。</p> <p>企画経営部 総務部 地域力推進部</p> <p><u>観光・国際都市部</u></p> <p>区民部 (略)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画経営部の項から地域力推進部の項まで (略)</p> <p><u>観光・国際都市部</u></p> <p><u>(1) 観光に関すること。</u> <u>(2) 国際交流に関すること。</u> <u>(3) 多文化共生に関すること。</u> <u>(4) 文化振興に関すること。</u> <u>(5) スポーツ推進に関すること。</u></p> <p>区民部の項 (略)</p> <p>産業経済部 (1) 産業その他の経済活動に関すること。</p> <p>福祉部の項から環境清掃部の項まで (略)</p>

新	旧
<p><u>付 則 (令和4年#月#日条例第#号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u> <u>(大田区スポーツ推進審議会条例の一部改正)</u> <u>2 大田区スポーツ推進審議会条例(昭和58年条例第28号)の一部を次のように改正する。</u> <u>第9条中「観光・国際都市部」を「スポーツ・文化・国際都市部」に改める。</u></p>	